

文教福祉委員会

平成23年6月27日（月）

午前10時04分～午後1時33分

議会第2会議室

【出席委員】堤 正之委員長、野口保信副委員長、川副龍之介委員、山田誠一郎委員、松永憲明委員、白倉和子委員、松永幹哉委員、亀井雄治委員、山下明子委員、重田音彦委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、中島副教育長兼子ども教育部長、荒金社会教育部長
- ・保健福祉部 益田保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○堤委員長

それでは、おはようございます。これより文教福祉委員会を開会いたします。

本日は、欠席の方はいらっしゃいません。

まず、発言される方は必ず挙手をしてから指名後にマイクにある青いボタンを押してから御発言をお願いいたします。なお、マイクは後押し優先です。発言終了後、消すために押す必要はございません。また、委員会の会議録はホームページに公開することになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、付託議案に関連して現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をお願いいたします。

それでは、本委員会の審査日程についてお諮りいたします。お手元に配付しております日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、この審査日程どおり、当委員会に付託された議案について審査していきたいと思っております。

子ども教育部以外の職員は御退出いただいて結構でございます。

◎執行部（子ども教育部以外）退室

○堤委員長

それでは、議案審査に入る前に、4月の人事異動に伴う子ども教育部の職員の紹介をお願いいたします。

◎職員紹介

○堤委員長

それでは、議案の審査に入ります。予算議案である第39号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いします。

◎第39号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算（第1号） 説明

○堤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

○白倉委員

まず1点、今の説明の20ページの学校給食充実事業なんですけれども、今年度、佐賀市ということで、佐賀市の中でも、例えば、特定地域を区切ってされるのでしょうか。どういふ佐賀市の中の課題抽出ですね、その方法をちょっと教えてください。

○貞富学事課長

区域的には、特定の地域というよりも佐賀市全域が対象になります。ただ、これは栄養教諭が中心となって取り組むという事業でありますので、その配属された学校——先ほど申しあげました——基本的には、一番中心になるのは若楠小が中心になります。それに協力連携校ということで神野小と諸富中学校が協力連携して行うわけなんですけれども、そこを中心に事業を展開しまして、最終的には、実践発表とかは各学校に配置されている栄養士さんたちを対象にしながら研修を行うというような格好になります。

○白倉委員

そしたら、例えば、その調査とか、いろんな部分で密に、いろいろ各学校間で栄養士さんを通じてされると思うんですけれども、そのあたりもすべて、例えば、若楠小が中心になるって言われましたでしょうか、先ほど。もうそこにお任せすると言ったらおかしいけれども。というのが、何でこんな質問をするかと言えば、佐賀市全域をなるべく網羅した形での課題抽出をお願いしたいなという観点からの質問です。

○貞富学事課長

中心的には若楠小学校の栄養教諭がなりますけれども、この実施に当たっては運営協議会というものを立ち上げます。その中には、いろいろな学校の校長先生でありますとか、その中には農業振興課、学識経験者等も含めて検討を行います。そういったことから、特定の学校のことだけではなくて、佐賀市全般のことを検討する中で課題を抽出するというような流れになります。

○重田委員

17ページ、特色ある学校づくり推進事業ですね。済みません、あと1回、ちょっと説明を聞き漏らしたので、お願いします。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

特色ある学校づくり推進事業100万円ですが、これは今回、県教委のほうから事業の指定を受けました。それで全額県の補助事業でございます。内容としては、学校みずからが企画立案しまして、魅力ある学校づくりを図る事業で、内容的には小中一貫教育や小中連携教育の強化・研究に取り組む事業として、思斉館小中に30万円、それから芙蓉小中に25万円、それから中学校校区で小中の連携強化を進めております金泉中と金立小及び久保泉小のグループに25万円、それから教師の指導力やICT機器の活用能力向上を図るための若楠小学校の事業に20万円、計100万円をお願いしております。以上です。

○重田委員

今聞いた中で、思斉館、芙蓉ですね、小中一貫ということ、であれば、例えば、私の地元で言いにくいんですけど、北山というのも小中一貫でやっている。ほかのはやっていて、北山を入れない理由というか、そういうのは何ですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

北山校は大分前から取り組んでおりまして、この事業に、たしか昨年、一昨年と2年間ぐらい指定を受けて研究をやったかと思えます。ことは入っておりません。

○野口副委員長

教師の指導力向上、ICT関連の指導とかもあるというふうなことでですけど、もうちょっと具体的にお話ししていただけますか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

若楠小の取り組みなんですけれども、言語力というのが今の子どもさん方は大分弱くなっているということで、子どもたちの思考力、判断力、表現力の低下というのが非常に問題になっていると。その中で、小学校の学習指導要領では、すべての教科領域での言語活動の充実というのが打ち出されております。

特に、国語科での役割は大きくて、市内、県内の小学校の校内研究において、国語科での言語活動、言語力育成を掲げる学校というのがかなり多くなっています。

そこで、若楠小学校としては、子どもたちの言語力を育成するための先生の研修というのを、事業研修会ということで講師を招いて研修会を行うとか、国語力の育成テキストを購入したりするとかいった形での研究をしていくということです。

それから、ICT関係の機器活用のための研修につきましては、若楠小は御存じのとおり、絆プロジェクトによってタブレットPCを4年生、5年生、6年生のほうに整備をしております。その中で、先生方のパソコンの活用力というのを上げていこうということで、こちらのほうも講師を招いたりですとか、先進地を視察するだとかいった形での研究を行うといった内容になっております。

○白倉委員

8ページの子育て支援環境づくり事業なんですけど、これは昨年度に続いて今年度もということで、7月15日の市報でPR——広報されるということですが、例えば、市有以外は2

3件ということで、例えば、応募件数がこれを上回る場合とかの場合はどうされるのかというのが1点と、それと自治体によっては逆に行政側のほうから、こういったところは必要ありませんか、必要ありませんかというふうな感じで積み上げて、県に予算要求をされたような自治体もあると聞いているんですね。

ですから、県の事業費の補助に、うちは1,000万円というのを計上していますが、幾ら幾らまでですよ。佐賀市さんは幾ら幾らまでですよというふうな上限が決められての事業なのかどうかという点をお尋ねしたいと思います。

○藤田こども課長

まず第1点の、これを上回った場合ですけれども、基本的には、やはり私どもこの整備を極力広げていきたいというところがありますので、こういった部分につきましては、また改めて補正を含めたところで検討をさせていただきたいと思っております。

また、第2点目の県の補助につきましては、基本的には、ことしは7,000万円の補助がついている…

(発言する者あり)

県内です。その限度額につきましては、佐賀市の分というのはあえて設定されておられません。

○川副委員

同じく子育て支援のほうですけど、民間については今後推進されていくということで、昨年度、22年度に民間の実績がありますけど、22年度に入れられた民間のほうで、やはりこれを入れての意見とか、どういう感じで思われたのか、わかったらお願いいたします。

○藤田こども課長

この事業に取り組まれる場合につきましては、一応条件としまして佐賀県の子育て応援の店とかの加入とか、あるいはまた当然佐賀市の子どもへのまなざし運動推進のための協賛企業ということで登録いただきます。そういう意味では、今後佐賀市としての取り組みに御協力いただいているというところでは、各事業に取り組めたところも、この趣旨に従って御理解いただいているというところでもあります。

したがって、今後につながるという意味では、佐賀市に対しての子育て支援の支援という立場で、喜んでいただいている部分はあると思います。

○松永憲明委員

先ほどの17ページに戻るわけですが、ちょっとそれで関連して質問したいとおっしゃるわけですが、よろしゅうございますか。

この県教委指定の100万円補助の分ですけども、これは単年度だけのものなのか——例えば次年度以降も、例えば来年度ももう1回ありますという形が考えられているのかということと、もう1つは30万円、25万円とかという——あるいは若楠は20万円ですよ。そういった金額で一体どれくらいの研究ができるんだろうかなど。どういうことを想定され

ているのか教えていただきたいんですけど、本当にこれでできるんですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

基本的に、この事業としては単年度の事業に今はなっております。以前は2年間連続とかいうのがあったんですが、ことしの分についてはすべて単年度ということになっております。

それから、事業をこの金額でできるのかというお話なんですが、大体学校のほうで自主的に企画立案された事業で、おおむね大体このぐらいの金額で申請を上げられております。若干削られたところもありますけれども、基本的には、学校のほうはこれで納得されて、承認を受けられております。

○松永憲明委員

学校が既に納得されているというふうに今おっしゃったんですけども、本当にそうなんでしょうか。実際、私たちもいろんな研究にかかわってきましたけども、もっともっと要るんですよ。だから、例えばいろんな資料を購入するにしても、個人の負担になったりなんかもしているわけですよ。だから、もう少し市もこれに上乘せして補助するとか、そういったプラスアルファぐらいは考えていいんじゃないかなと思うんですけども。何か削ってと先ほどおっしゃったからですよ、そういったところがちょっと気に——せつかくやってもらわなければ、忙しい中で小中連携あるいは一貫の研究を進められるわけですから、そこら辺はもう少し温かく見ていただけないかなという気がするんですけど。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

予算につきましては、一応県の100%の補助事業ということで、基本的にこの金額で各学校には通知を差し上げております。

ただ、今回5校の応募がもともとあったんですけども、1つの学校が採択になりませんでした。その分については、市の単独予算で当初予算で上げておりますけれども、特色ある学校運営事業という市の単独の分がございます。その部分で若干、ほかの学校との調整の中で余裕ができましたので、一応これに落選したところは市の単独予算のほうで救っているというような形で、少し優しくはやっております。

ちょっとその辺は配慮して、やっぱりやる気のあるところは何とか救っていきいたいなというところではやっております。そういったことで御理解をお願いしたいと思いますけど。（「どこ」と呼ぶ者あり）

落ちたところなのであんまり……。

○山下明子委員

さっきの子育て環境のほうに戻るんですが、結局、去年も多分同じやりとりをしたなと思うんですが、募集のタイミングだとかのことで、結局、結果としてはこれだけの数字だったということなんですけども、どんな状態だったんでしょうかね。つまり、早くしたところはいいいけどもとか、漏れたらどうするというふうなことを心配したんですけども、実態として

そこはどうだったんでしょうか。

○藤田こども課長

去年の実態から言いますと、基本的には申請いただいた方は全部対象になっています。

ただ、来年度以降、例えば施設整備をしたいけどという御相談は数件あっていました。当然、来年度の施設整備についての御相談はあっていましたけど、その年度内——22年度内で御希望される分につきましては、全部網羅しているといった状態であります。

○山下明子委員

それで、もう予算の枠内で足りましたということですかね。

○藤田こども課長

約100万円程度は、予算内におさまっていません。ただ、最終的な年度末のうちの他の予算の中でちょっと流用させていただいている状態です。

○山下明子委員

100万円ぐらい出たというのは、件数でいくと何件分ぐらいになるんでしょうか。工事とか備品ということでは。

○藤田こども課長

備品関係で4件程度です。

○山下明子委員

ということは、ことしも、先ほどの答弁の中で、もし枠をはみ出しそうなことがあったら補正も考えていきたいということでしたから、そういうふうなことだと受けとめていいということですね。

○藤田こども課長

補正等も含めて、うちの財源がある限りにおいてはその対応をさせていただきたいと思っています。

○山下明子委員

今度、20ページの学校給食のほうなんですけど、白倉委員の質問に続けてということで、先ほどの答弁で運営委員会をつくるということだったんですけども、その顔ぶれから見たところ、想定される問題点、課題はどのように想定されているのか、そこをちょっとお聞かせください。

○貞富学事課長

課題の抽出についてはこれからの作業になりますけども、我々のほうで国のほうにこういうふうな内容で申請をしますということで、申請の段階でとらえておりますのを申し上げますと、テーマが3つございます。その中で、1つは教科等と関連した食に関する指導の充実、それからテーマの2つ目ですけれども、学校給食を中心とした食の指導の充実、それからテーマ3としては、行政と連携した食育の推進という、この3つを当面、申請の段階では上げております。これについては先ほど申し上げましたように、運営委員会のほうで

検討をしていくというような内容になります。

○山下明子委員

例えば、農林水産関係もメンバーに入れていますということだったと思いますけども、要するに、例えば地産地消だとか、そういうことも考えられるのだろうというふうに想定されるんですが、学校給食を中心としたという場合に、形態もいろいろありますよね。先ほど白倉委員が市内全体の状況をぜひ見てほしいとおっしゃっていましたが、例えば単独校、それからセンター方式、それから中学校のやり方も幾つか分かれています。しかも、民間委託とそうでないところといろいろあって、それが例えば食のあり方や食べ方だとかにどう関連してるのかといったことも、こういうチャンスを生かして検証していくことができるのではないかなと思うんですけども、そういうことも可能性としてはありますか。特に、先ほどのテーマの中で2番とか、3番あたりの関係で。

○学事課保健体育係長

今回のその事業ですけれども、栄養教諭を中心として、どのように学校や地域や家庭のほうに食育を推進していくかということを進めていく事業ですので、このテーマの2について言えば、料理教室やこういった指導を行うことによって栄養教諭さんたちが教えていくかという実践を行うところですので、センター方式であるとか自校方式とかいうことを今回のテーマに考えているところではございません。

○山下明子委員

給食の方式を考える上で、議会の議論の中で、果たしてそのやり方が食育とかみ合うのかといった問題提起をしてきた経緯があるわけですよ。大規模なセンター方式でやることで本当にいいのかとか、民間委託で果たして生産者の顔が見え、調理している人の顔が見え、子どもたちに伝わっていくのだろうかとかですね、食育と結びつけながらの問題提起もしてきた経緯はあるわけですよ。だから、そこら辺はせつかく食育を全体として位置づける栄養職員の方を中心にしながら何ができるかという研究をする上で、現場と子どもとをつないでいく立場から見たときに、その方式ということについても私は考えていくことが必要だと思うし、それができるチャンスではないかと思うんですね。全然関係ないときにそれをやれと言っても、なかなかその頭にならないかもしれないんですが、こうやってわざわざつくるんだとしたら、そこら辺も視点に入れていかないと、議会での議論がばらばらになってしまうような気がするんですよ。もう一個一個、議案が出てきたときに言ったら、それはそれとして片づけてというふうになるようなふうにするんですが、ちょっとそこはこれまでの議論の経過をぜひ踏まえていただいて、振り返っていただいて、必要なことは課題抽出の中に組み込んでいくというぐらいの構えはぜひしていただきたいな。でないと、もったいないなと思いますが、いかがでしょうか。

○貞富学事課長

給食の方式等まで含めた方針というか、そういったものまでこの中では踏み込んでと

らえるというのは、今のところは考えておりませんので、ちょっと難しいかなと思います。

○山下明子委員

つまり、子どもたちが本当に食を大切にしようと思うようなことができるかどうかというのは、給食はすごく大事な位置づけなんですよ、家庭でなかなかうまくいかないような場合に、そのときに、地域によっては、例えばちゃんと給食の食器もプラスチックとかでなく、地元の焼き物を使ったりして、ちゃんと一汁三菜というか、そういう器も使って、目でも食べてできるというふうなことを通じて食の大事さをしっかり吸収するとか、そういうふう位置づけたり、いろんな角度から食育を結びつけて給食をちゃんと位置づけているところってあるわけですよ。そういう頭を持ってやっていただかないと、何と言うんですかね、調査がばらばら——もったいないと本当に思いますので、ここは部長にも見解を伺いたいんですけれども。

○中島副教育長兼こども教育部長

今、担当課のほうからも説明しましたが、今の段階で入り口論といいますか、そこで論議しているのが、先ほど課長が言ったレベルかなと思います。ただ、栄養教諭が中核ということになっておりますので、その中でどういった論議が出てくるのかというのが、今の議会のこの委員会の中で、ああします、こうしますじゃなくて、やっぱり現実の中で論議をしていかないと、そこら辺の詳細なところは出てこないんじゃないかなと思います。

果たしてその論議の中で、今委員が求められているところまでいくのか。ただ、我々としては、先ほど課長が言っていますように、食育というとらまえ方をどのようにとらまえていくかというのがまず1つ問題になってまいりますので、まずそこら辺からちょっと、やっぱり我々もここで詳細なところじゃなくて、まず入って中で勉強していかないと、そこは言えないんじゃないかなという気がいたします。

○山下明子委員

それは何もここで決める話ではないので、問題はフィールドを広くとっておいてほしいということなんです。研究していくときに、ちょっとここに限りますよとかということではなく、そういう意味ではもう少し広く出てきても大丈夫だぞという——顔ぶれを聞いているとその可能性は私は大いに——熱心な方であればあるほどいろいろ出てくると思うんですね。だから、そこはそういう構えは持っていただきたいなと。これはちょっと本当に要望といいますか、意見です。

○松永憲明委員

山下委員がおっしゃるのはもっともなことだと私も思うんですけども、進められようとしているのが、ちょっと方向性が違うと今おっしゃっているわけですよ。

で、私ちょっと考えていることは、先ほどは栄養教諭を中心としてとおっしゃいましたが、学校には栄養教諭じゃなくて、栄養職員の方もいらっしゃいますよね。で、現在あります栄養教諭、栄養職員の研究組織というのはどういうものがあるのかをまずお尋ね

いたします。

2つ目には、この研究を進めるに当たって調理員の参画、調理員の方もこういった研究にかかわるといことになるのかどうか。

それから3つ目に、栄養教諭、栄養職員以外に、教員で給食担当の係を校務分掌としてお持ちになっている先生がいらっしゃると思うんです。そういう食育担当になるのか、そういう方——名称がちょっと私もわかりませんが、そういった教員の参画というのを考えられているのか。

それから、4つ目には……。

○堤委員長

松永憲明委員、少しずついきましょうか。まとめてだと議論ができませんので。

とりあえず、今3点ありましたが、執行部のほうで答弁できますか。

○貞富学事課長

まず調理員の参画ですけれども、これについては実践発表会とか、そういったところへの参画というのは当然あります。

それから、学校での食育担当の先生たちについては、企画委員会とかそういったものの中に参画していただくということで考えております。

○堤委員長

一番初めに組織のことをお聞きになっていましたけれども。

○学事課保健体育係長

学校栄養職員さんたちの研究組織ということでございますけれども、結構佐賀市ではいろんな研究を行っておられまして、例えば調理技術講習会だったり、調理献立委員さん、あと物資選定委員さん、あと2年に1回研究発表をしておりますので、その研究発表のための役をする方とか、あといろいろなコンテストみたいなものがあっておまして、学校給食甲子園とかいうのにも参加しますので、そういった形で4月の段階で学校栄養職員さんのそれぞれ役目を割り振りまして、1年間取り組んでいるところでございます。

○松永憲明委員

先ほど、一般の先生方の食育あるいは給食担当の先生方は企画委員会に参加とおっしゃいましたけれども、この企画委員会というのは何の企画委員会なんですか。

○貞富学事課長

まず、運営委員会と申しあげましたけれども、その中に、こういった事業をもう少し詳しくと申しますか、その運営委員会に諮る前の事業内容を検討する企画委員会というのを設ける予定であります。その中に、先ほど申しあげた食育担当の先生たちも入っていただくということで考えております。

○松永憲明委員

そしたら、各学校にいらっしゃるわけでしょう、すべての小・中学校に。佐賀市内のす

すべての小・中学校にそういう先生方がいらっしゃるわけですが、そういう方々が全員、こういった会議に出席されるということになるんですか。

○貞富学事課長

今の予定では、すべての方がそこに参画されるということではなくて、一部、先ほどの実践中心校とか協力校とか、そういったところを中心に企画委員会というのを組織したいということで考えております。

○松永憲明委員

それでは、先ほどいろんな組織があるということが——組織というよりも、講習会なり献立委員会なり、あるいはコンテストへ参加だとか、あるいは研究発表をされているということで、集まりがあるという意味ですね。そういった自分たちで、自主的なのかどうか知りませんが、集まっている研究をされていますよということですよ。

この事業そのものが具体的にどのような進め方をされようとしているのか、もしわかっておれば教えていただきたいんですが。

○学事課保健体育係長

先ほど学事課長が申しあげましたように、まず企画委員会の中で、栄養教諭なりが食育を進めていくに当たって、どういった問題点があるのかということで課題を抽出します。

で、その課題としてはこういうものがあって、その解決方法としてはこういう形じゃないだろうかということまでを企画委員会の中で検討した上で運営委員会の中に諮りまして、こういった解決策ができますでしょうか、もしくはこういった協力を求めてよろしいでしょうかということで、運営委員会の中に諮った上で事業を進めていくという形になっております。

例えば、1つの例としては、今考えられているので、各学校で毎年食育の計画をつくられて、それぞれ低学年、中学年、高学年のねらいを書いた上で事業を進めておりますけれども、若干各学校で行っていることが違うことがあると。そしたら、学校栄養職員の先生方も異動したときに違うことをまたしなければいけないと。そしたら、その計画をある程度統一できないかということをお話の中で話し合っただけで統一していかうかというようにも考えられているところであります。

○松永憲明委員

先ほどの山下委員の発言ともかかわってくると思うんですけども、昨年、ある市の調理員の方の実践研究発表を聞いたことがあるんですよ。で、その調理員の方は、市の職員の方なんです。だから、いろんな食育にかかわってこられてきている中での実践発表だったんですよ。非常に調理場を大事にしておられるし、食育を大事にしておられる、そういう姿がありありと伝わってきましたし、せんだって、私たちは高知県の南国市のほうにも行政視察に参ったわけですが、既にそこでは親子料理教室のレシピ集なんかもでき上がって参りましたし、いろいろな取り組みがなされて参りました。そういうところにも、

やっぱり調理員の方がかかわっておられるわけですね。

ですから、先ほど山下委員がおっしゃっていたのは、例えば、民間委託の問題も含めてということだろうと私は思って聞いておったんですけど、入り口を大きくしてしまうとなかなか難しい点は確かにあると思いますけども、いずれそのことは私は問題に上ってくる、そういうものだろうと思うんです。

ただ今回、そこまではできないとおっしゃるのであれば、いろいろ進める中で、そういったところが問題点としてあれば、食材の調達を含めてあれば、やっぱりそれは課題としては上げていくべきものではないかなというふうに思うんですね。

最後はちょっと意見になりますけども、よろしくお願いします。

○白倉委員

私も実は135万円という余り大きな予算じゃないんですが、できる限りこれを有効にという思いはみな一緒と思うんですね。

それで、先ほど国の委託で鳥栖、唐津、鹿島とか言われて、今度佐賀市がということですが、財源としてはその他財源として入ってきているんですね。それで、例えば現実的にはどこから依頼されて、財源的な流れも含めてですね。あとでき上がった報告書としてどこかに出すという、これはそういう流れの事業ですか。

○貞富学事課長

財源的には、国の文科省のほうから委託事業ということで入ってまいります。予算については、資料3番の6ページのほうに記載しております。

当然、委託事業ですので、その成果ということでは国のほうに事業の成果ということで報告をするようになります。

○山下明子委員

そしたら、今までの鳥栖、唐津、鹿島の研究成果というのがどんなものだったかというのが、ざっとでもいいので何か資料のようなものがありましたら、ぜひ提供していただければというふうに思います。

○堤委員長

それは後日でよろしいですか。

○山下委員

まあ、なるべく早くですけどね、資料として。

○堤委員長

どうでしょうか。後日でも御用意できますか。

○山下明子委員

つまり、どういうテーマが抽出されたかとか、そして、どういう論議の中でどうなっていたかという、その流れといったものが見えるようなことも含めて、ぜひ聞いていただきながら、ちょっと資料として後日でもいいですから提供をお願いします。

○貞富学事課長

その資料につきましては、今まで実践してきた市のほうの了解を得ることも必要ですので、そこを確認しながら、こちらのほうで入手できる分については後で資料という形で出させていただきますと思います。

○堤委員長

それは委員さんだけで結構だと思いますので、お願いいたします。
ほかに御質疑ございませんか。

○川副委員

特色ある学校づくりの中で、企画立案については学校のほうですということですけど、この企画立案について、例えば、地域の方だとかP T Aのほうからの意見等は特段参考にはされないんですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

今回の中身が、どちらかと言うと先生方の研究の分が多い事業となっています。
事業のメニューとしては、地域を取り込んだ、一緒に活動する事業なんかというのも学校の特色をつくる上ではそういったメニューもあるんですが、今回の分については地域の方が入って行うような事業内容にはなっておりませんので、今回は学校だけのほうで事業を立案しております。

○川副委員

そしたら前回、北山小中で取り組まれたということで、その取り組まれた内容については、今回取り組む学校のほうには当然、情報提供はされてあるとですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

北山校がやった内容を今回取り組むところに提供しているかということですかね。
小中一貫なんかは、教育については研究発表会というのを北山校でやっております。そういった際に、自分たちが取り組んだ小中一貫教育の成果なり、効果なりというのは、各学校に配付されております。

○松永憲明委員

説明はなかったんですが、繰越明許の分は後で出ますか。

○堤委員長

しますので、お待ちください。

ほかに御質疑もないようですので、以上でこども教育部に関する議案審査を終了したいと思います。

繰越計算書の御報告があれば御説明をお願いします。

◎第4号報告 平成22年度佐賀市一般会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第5号報告 平成22年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○堤委員長

繰り越しについて御質問はございませんでしょうか。

○松永憲明委員

勉強会の折にもちょっとお尋ねをいたしたんですけれども、諸富中学校の武道館の建設についてなんです。当初、これはいつ完成する計画で進められておったんでしょうか。

○教育総務課職員

一応、設計をやっておりました当初といいますか、平成20年度ぐらいですかね——当初につきましては、今年度の秋口ぐらいまでというふうな形で考えておったところがございます。その後、補助金の問題等々ございまして、学校と御相談を差し上げて、夏ごろから工事を着工いたしまして、ことし中に——年内には建物を建設してしまうというふうな形で進めていく予定でございます。

○松永憲明委員

実は、武道の研究指定校に当たっておりまして、多分文科省だろうと思うんですけれども、11月ぐらいには研究発表をしたいというような意向をお持ちのようなんです。まだ正式にいつということになったということは聞いておりませんが、そういったこととの関係で、本当は急いで完成してほしいというのが多分、学校関係の方々あるいは地域の方々の思いではないかなというふうに私は承っているわけなんですけれども、その点についてはどういうふうにお考えになっておられますでしょうか。教育長かどなたかから答弁いただけますか、だれか御存じの方。

○教育総務課職員

今、議員おっしゃられたような形で、研究指定の発表につきましては学校からもお話をいただいております。その部分で、どうしても工程的にこのぐらいというふうなお話をさせていただいて、建物が完成後に研究発表のほうをお願いしたいということで、とにかくできるだけ早く学校としても建物をつくってほしいという御意向はいただいておりますので、そこら辺はちょっと、いつというお約束はちょっとまたあれなんですけれども、できるだけ早く建物をつくって学校に引き渡しを差し上げたいというふうなお話で、学校とはさせていただいているところです。

○松永憲明委員

それじゃ、その折り合いがついているということですか。

○教育総務課職員

一応、そこにつきましては打ち合わせをさせていただいておりますので、御理解は学校のほうにいただいていると思っております。完成につきましては、先ほどお話し申し上げましたように、年内にはというふうな形では考えております。

○白倉委員

明許繰越でちょっと1点お願いします。

東与賀小のプールなんかも、大和中学校のプールもそうですけれども、本来プール時期

に入るまでに工事が終わっているのが望ましい進め方ということで、今回明許繰越なんです、この事情が何ゆえ明許繰越になったのか。当初のときの計画等々も含めて——というのが、7月の完成——23年7月ということは、1学期の授業がそのプールは使えないわけですよ。そう解釈していいわけですよ。そしたらこの分、ほかの小学校を使っているのかも含めて、ちょっと工事の規模が私はっきりつかみ切っていないので、そのときだけぱっと何日間か休んでできるものでもないでしょう。だから、そののところ——当初のときとどういふふうなスケジュールが違って、1学期が授業として使えない状態になったかということも含めて、御説明いただければと思います。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

スケジュール的には、当初考えていたとおりのスケジュールでいっています。もともときめ細かな交付金事業というのが、国の予算でも繰り越しを前提とした事業でございますので、早く取りかかっているというふうな事業ではございませんでした。

それで、授業につきましては幾分できない部分が出てくるので、学校のほうとは事前にいろいろ調整をして、2学期に持っていただくか、いろいろその辺はやり繰りをしていただくというふうなことでお願いしております。

ただ、一応工期的には7月というのを予定しているんですが、今のところ、若干早まってきました、東与賀のほうは実はあした部分検査をいたしまして、そちらのほうで合格が出れば部分的にも使っていけると。大和中が7月4日にたしか部分検査を予定していますので、それが無事にクリアできればその後からでも使えるということで今は考えております。

○堤委員長

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、こども教育部に関する審査を終了したいと思います。

こども教育部の職員の皆様は御退室いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部入れかわり

○堤委員長

それでは、社会教育部の審査に入りますが、議案審査に入る前に、4月の人事異動に伴う社会教育部の職員の紹介をお願いいたします。

◎職員紹介

○堤委員長

それでは、議案審査に入ります。予算議案である第39号議案の審査をいたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第39号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算（第1号） 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

先ほどの築地反射炉跡確認調査の件なんですけども、18ページですね。資料4は9ページですね。実施時期はいつごろを予定されておりますでしょうか、まずお願いします。

○金山社会教育部副部長兼文化振興課長

学校の夏休み時期ですので、7月下旬から8月にかけて2週間から3週間程度を予定しております。

○山下明子委員

図書館の緊急雇用なんですけど、これは資料の修復・整理作業で、今4人でなさっているということなんですけど、これは本館だけでなく分館、分室の分、全部含めてのことなのかということと、雇用の時期がずれることになるわけなんですけれども、作業との関係で、本来、今まで4人でやっていて、それがプラス1人でどこまでやっていくつもりなのか。どうも私、これ前も質問をしたような気もするんですけど、やれるところまでなのかという、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○重松図書館長

現在4名、緊急雇用で採用しておりますが、図書館につきましては平成8年に図書館を開館いたしまして、もう15年を経過いたしまして、本自体も大分古くなったり破損も出ておりますので、現在4人でやっておりますが、また1名を追加して、そういう修復等をやりたいと思っております。時期的には一緒です。本館のみです。

○山下明子委員

ということは、本館のみなんですけれども、雇用期間が終わったらもうそれまでですよということになってしまうのかどうか。

○重松図書館長

今現在は、緊急雇用でその修理等を行っておりますが、それが切れた場合につきましては、アルバイト等も採用したりしておりますので、その人たちにもしてもらおうようにはしております。この期間を限定として考えております。

また、分館等につきましては、本自体も本館の本よりも新しいですので、まだ修復等をするような本が本館みたいには出ておりませんので、分館等についてもそういう古くなった本が出たら、そういうところに行ってもらおうこともあると思いますが、現在のところ、本館のみを当てております。

○山田委員

関連なんですけども、これは東日本の震災でこちらのほうに転入されて来られた方の、被災者向けの緊急雇用ということで理解してよろしいですか。

○重松図書館長

今回の対象者は、災害救助法適用地区からの移住者が対象者になります。

○山田委員

これをハローワークとか市のホームページで公募するということですね。

もしもですけれども、仮に被災者の方が応募されなかった場合、応募がなかった場合ほどのようになるわけですか。

○重松図書館長

今回のこの募集自体が被災者を対象にした応募でございますので、ない場合は採用できないということになるろうかと思えます。

○亀井委員

築地反射炉に戻るんですけども、学校の北側は市営住宅ですよ。で、市営住宅のところに十間堀川があったというふうに今推定されているのか。それとも、ちょうど敷地の境目ぐらい——敷地境目のところにある二重線になっている部分、これは何ですか。フェンスか何かがあるという理解なのかな。

それと、そこにもし十間堀川が流れとったと。十間堀川的位置を確定するための調査という理解なんですかね。今回の調査では、反射炉に関するものは想定していないということでしょうか。

○金山社会教育部副部長兼文化振興課長

まず、調査地点の図面の直線の位置がありますが、これは現在の水路を示しております。また旧十間堀川、これについては当時の絵図面でこのあたりにあるだろうということですので、現時点でははっきりした位置が特定できない状況です。

したがって、我々としては旧十間堀川は相当の川幅がありますので、ある程度学校側に——南側の境界地点が学校側の敷地に食い込んでいるんじゃないかということを想定して、4カ所の確認調査を予定しております。

問題の反射炉跡ですが、これまで確認調査を行いました。調査を行うための準備として文献調査等も順次進めてきております。そういった文献調査等の中で、ある程度当時の状況から学校の北西付近に反射炉跡があるんじゃないかというようなことで推測はしております。ただ、御承知のとおり、北西付近は現在校舎が建っている状況です。したがって、直接そこに入っていけない状況であります。今回は、一応図面に示しておりますように、確認調査4カ所ですね。幅2メートルで長さ七、八メートルぐらいの確認調査を行います。一番左側のほう——この確認調査の1カ所と、その右隣の確認調査、左から2番目の確認調査地点をもう少し北西のほうにずらして、ある程度北西付近の確認調査に重点を置きたいなどは考えております。

したがって、場合によってはこの確認調査で反射炉跡につながるような、そういう遺跡につながるようなものに当たればと期待はしております。現在、そういう状況であります。申しわけありません。

○亀井委員

実際そうだったのかどうか、十間堀川というわけですから、それこそメーターに換算す

れば18メートルぐらい幅があったんだろうということで、多分、校舎のあたりから北側の市営住宅のあたりぐらいまですっぽりと入るような幅の川だったんだろうなどと想像されるわけですが、このぐらいしか実際には発掘調査できんわけですからやむを得んのかなと思いますが、中庭のほうもちょっと掘ってみるとかということではできないのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○金山社会教育部副部長兼文化振興課長

亀井委員が言われるとおおり、中庭の部分ですね。当然、我々のほうも今後中庭等の調査、そういったことも考えていかなければならないとは思っておりますが、23年度については一応21年、22、23と順序立てて確認調査の計画を進めております。やみくもに掘っているわけではありませぬので、決してそういうやり方ではありませぬので、一つ一つ消去法的なやり方で年次的に調査を進めておりますので、先ほど言われましたように、来年度以降、中庭というようなことも考えていかなければならないとは思っております。

○白倉委員

その堀の確認をすることによって、反射炉の位置とか、ここから水をとっていたという関係なんか明らかにされるんではしょうが、全体計画として、これは世界遺産の関連の中での発掘関連ですよね。そしたら、三重津なんかと違って計画的にするのがちょっと難しい部分があるんですよ。

この調査――築地に関しては、どういうふうな計画をされているんですか。例えば、いついつまでに、わかればわかったほうがいいんでしょうけれども、そういう計画のもとで、今予算では十間堀川というふうな考えでされているんでしょうか。

例えば、亀井委員が言われるように、十間堀川の位置も関連の中で非常に大事なんですが、中庭というのをまずしないでこっちを先にするとかも含めて、いついつまでにどういうふうに進まなければ役立たない、逆にね。そういった趣旨のものかどうかというのをお願いいたします。

○文化振興課世界遺産調査室室長

今回の補正でお願いしております発掘調査費について、少し補足をいたしますと、文献調査の中で出てきた佐賀藩の「御用鋳物師」であった谷口家の資料ですね。それが明治30年代に書き写されたものですが、そこに書かれている築地反射炉の2組あります反射炉のうちの北側、北炉のほうが多間堀川が少し膨らんだ部分に設置がしてあったということで、今回、この十間堀川の、もし南端のほうが多新小学校の敷地の中に食い込んでおいたら、その膨らみが見つかれば、今後近い時期に反射炉の本体を当てることができるというふうなことで、今回計画をいたしております。

世界遺産との関連で言いますと、皆さん御存じのとおり、今現在佐賀県、佐賀市で押しております4遺跡のうち、正式に紙の形で構成資産候補になったのが三重津海軍所だけと。あと多布施反射炉跡、精煉方跡については、ある程度概要がわかって専門家委員会のほう

に御提示をしておりましたけれど、今のところ、正式な構成資産候補は三重津というふうなものは変わっておりません。

ただ、築地反射炉跡については、まだ本体が当たっておりませんので、評価の対象にもなっていないというふうな状況でございますので、できる限り早い段階でとにかく本体を当てて、世界遺産のスケジュールのほうがこの前の協議会の総会で27年のユネスコ登録を目指すというふうな、一応のスケジュールは出ておりますけど、そこに滑り込むことができればよいのではないかとというふうなところでございます。以上です。

○重田委員

済みません、18ページ、受託事業で160万円足らず、これは幹線水路ということなんですが、場所はどちらですか。

○文化振興課職員

大和町と三日月町の境でございます、長崎自動車道のすぐ北側になります。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上で社会教育部に関する議案の審査を終了いたします。

引き続き、繰越計算書の報告があれば御説明をお願いします。

◎第4号報告 平成22年度佐賀市一般会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第5号報告 平成22年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○堤委員長

それでは、繰越計算書につきまして、今のとおりの報告がございましたが、何か御質問ございますか。

○山下明子委員

済みません。図書館システムですが、これはプロポーザルでされたということで、応募の業者数がどうだったかということと、それから今回の改善点がどんなものがあるか、更新に当たっての——その辺をちょっとお願いします。

○重松図書館長

公募で、応募者数は3者ございました。それから今回のシステム更新は、先ほど申しましたように5年置きにシステムを更新しておりますので、5年間たっていますので、その機器についてはバージョンアップはされておりますが、基本的には現在あるシステムを更新することにしております。

○山下明子委員

そうすると、最優秀だという判断の基準というのは何だったんですかね。

○図書館サービス1係長

最優秀の判断につきましては、業者からの提案等によりその中で審査をいたしまして、自動貸出機等による業務の運用などの提案がなされたりした部分がありまして、そういったところで採点をしております。

○山下明子委員

自動貸出機というのは、どういうふうになるのですかね。業務側の利便性と借り手側の利便性とか、そこら辺のことなどちょっと御説明いただきたいんですが。

○図書館サービス1係長

非常に、現在の市立図書館の貸し出し窓口等で利用者の方をお待たせすることが多くありまして、窓口でしていただかなくてはならない手続もありますが、自動貸出機を用いることで時間をおかけせずに手続ができるという場合も考えられまして、そういった自動貸出機を設置することによって利用者の利便性が図られるという部分があるというふうに考えております。

○山下明子委員

どこかの図書館で見た覚えがあるんですが、何か台があって、そこにぼんと本を置けばもうそれでオーケーというふうなシステムのところがあったと思うんですが、そういうもののなんですか。

○図書館職員

置いた時点で手続が完了するためにはICタグというチップが入っておる必要がございますが、うちのほうはICタグは入ってございませんので、利用者様に自分でバーコードを読んでいただく必要がございます。

この貸出機は、うちの事務的な利便性もございますが、利用者様のプライバシーを守るという意味でも非常に有効なものだと考えてございます。以上です。

○堤委員長

補足ですか。

○重松図書館長

今回のシステム更新をプロポーザルで行いましたが、審査基準として、図書館のほうで150項目ぐらいの項目を設けまして、例えば全般部分とか、あるいは基本の機能の付加部分とかサービス部門とか、そういうのを審査基準に織り込んで業者のほうから提案をしてもらっておりますので、その中での新サービスとして自動貸出機の提案もあって、最優秀を受けた業者については自動貸出機の提案も入っていたということです。

○堤委員長

自動貸出機のイメージをもうちょっと詳しく言っていただけませんか。

バーコードと言われたけど、どういうことなのかわからないので、それを聞かれているの。

○図書館職員

申しわけございませんでした。

具体的には、利用者様が自動貸出機という機械の前に来ていただきまして、まずバーコードの裏についております利用者カード、こちらを入れていただき、まず利用者様御本人の確認をさせていただきます。

その上で、利用者様に1冊ずつ本を読んでくださいというふうな表示が出まして、そこでバーコードを読ませることで、磁気も一緒に抜いていくというふうなことができる機械になってございます。

○堤委員長

それは1台ですか。

○図書館職員

2台入るように計画されております。

○堤委員長

はい、わかりました。

○山下明子委員

そういうのは、きちっと説明をしていただく中身だと思いますので——いや、入れようと思っているんだっただけですね。

もちろん、そういう機器を導入するとなったらその時点での話なんでしょうけど、わかりました。では、導入する考えだということでしょうか。

○図書館職員

一応提案を受けていますので、2台導入をするようにしております。

○山下明子委員

そうすると、それは見込みとしてはいつごろの予定になりますか。

○図書館職員

システムの更新を、今ずっと打ち合わせを行っておりますので、本稼働を来年2月ぐらいに済むようにしております。

○亀井委員

何という会やったかな。図書館を友とする会——そこのお便りが年に何回か我々のところにも届くんですが、その中で、何か協議会みたいな中の発言と質問のやりとりが載っていたんですけど、その中に自動貸出機のことを触れられとったのかな。もう一つの手紙のほうやったかな。

だから、利用者からのそういうご意見というか要望みたいなのがあって、今回そういうものを採用することになったのか、それがきっかけになったということもあるんですかね。どうなんですか。

○図書館職員

友とする会の委員さんたちとは年に1回、図書館の職員との意見交換を行っております

が、もちろん、そのメンバーの方が図書館協議会の中の委員の中にも入っておられますが、その方から言われたから今度導入するということではありません。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、社会教育部の職員の皆様は御退室されて結構でございます。お疲れさまでございました。

◎執行部入れかわり

○堤委員長

トイレに行きたい方いらっしゃいますか。じゃあ、45分に再開ということで、六、七分ございますので。

◎午前11時41分～午前11時46分 休憩

○堤委員長

それでは、保健福祉部、市民生活部のほうの審査に入りますが、その前に、議案の審査に入る前に、4月の人事異動に伴う保健福祉部の職員の御紹介をお願いいたします。

◎職員紹介

○堤委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

まず、条例議案であります第52号議案から審査をいたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第52号議案 財産の取得について 説明

○堤委員長

それでは、まず第52号議案 財産の取得について御質疑がございましたらお願いします。

○亀井委員

取得費だけですよね、これは。今後のこととかは聞いてよかかな、いかんかな。どういうふうに整備される予定か。現状のままというわけにはいかんやろうから。

○岩橋健康づくり課長

一応今回、財産の取得につきまして承認いただければ、その後、一応あそこを駐車場として舗装整備を行いたいと考えております。

今、現段階ではちょっと下準備としてどういうふうな状況で舗装したほうがいいのか、例えば植栽をしなればいけない等々を今調査をしているところで、予算につきましては9月補正以降になると今のところ考えているところです。以上です。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、次に参りたいと思います。

次に、専決処分の条例議案であります第54号及び第55号議案の審査をいたします。

執行部から議案の説明をお願いします。

◎第54号議案 専決処分について（佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例） 説明

◎第55号議案 専決処分について（佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑のある方は挙手をお願いします。

○山下明子委員

まず54号議案についてですが、この資料のことでですけども、資料の中で、産科医療補償制度に加入していない機関で出産した場合は39万円だという、ちょっとこれは今までこの制度の関係、直接この議案での影響ではないわけですが、ちなみに佐賀市の中でそういうところのケースがあるのかどうかということと、それからこの間の活用状況がどうなっていたか、出産育児一時金の支給状況ですね。

○田中保健年金課長

まず、産科医療補償制度の分でございますが、今佐賀市で給付している分についてはすべて産科医療補償制度のある病院というか、出産ということになっております。

それから活用状況ですが、ここ数年300件前後でほぼ横ばいの状況でございます。

○山下明子委員

そしたら55号議案ですが、もう毎回毎回同じことを言っているのもあれですけども、今回、介護納付金が2万円引き上げになっていますね。それで、もちろん国が地方税法の中で上げているわけではありますが、ちょっと2万円というのはすごく大きいわけですが、根拠となる数字といいますか、そこがどうなっているかというのはつかんでありますか。なぜ、こう2万円も最高額を上げなくてはならないのか、介護保険で。

というのは、1号被保険者の場合、それぞれの保険者ごとに違ってはいますけれども、中部広域連合だったらとりあえず据え置きだというふうになってきたりしていたわけですね。それで国保になると、国全体でどっと上がってしまうということになるわけですね。これは2号被保険者の部分になるわけなんですけど、何で2万円も上がってしまうのかということについて、ちょっと言えますか。

○田中保健年金課長

申しわけありませんが、介護についてはやはり決められた分を出していくという感じで、それを国保税を徴収するときにあわせて徴収するということになっております。その2万円の根拠については、我々としては十分に承知していないというか、検討していないと

どうか、わからない部分であります。

ただ、非常に介護のほうも厳しくなっているという点では、国民健康保険税と同じような状況があるというふうには伺っております。

○山下明子委員

結局、4万円上がるわけですよね。そうすると、医療のほうだけでも本当に高いと、大変だという声があつたりしているわけなんですけど、この分を合算して4万円だから4,000円上がっていくと、1回ごとにすればですね。もちろん、決して小さくはないわけなんですけど、何というんですかね、先ほど6.8%影響が、世帯数でも6.2%前回よりもふえたというふうに言われていましたね。で、大体額が上がってくれば、影響する世帯というのは普通だんだん下がってくるのかなという気がするわけなんですけども、そこら辺は実際どうなんでしょうか。

○田中保健年金課長

先ほど上がったという数字は、前回、研究会等でどのくらいの影響額というのを御報告しておりましたけど、それが平成22年度課税の——22年9月現在の賦課状況で影響額を試算していたので、23年度の6月の当初賦課で改めて試算したところ、所得が若干22年度課税よりも23年度課税がふえていたので、その分、影響がお示した数字より大きくなったという説明でございます。大きくなればだんだん減っていく——数字というのは減っていくと思いますけど、ただ今回は、22年と23年の賦課の違いのところではふえたということになっています。

○山下明子委員

そうすると、今までずっといろいろ資料を出してもらっていますけれども、だんだんそれこそ想定範囲を超えるような額になってきているといいますか、本当に10年ぐらい前だったら50万円台ぐらいで、それでもため息が出ていたわけですが、70万円と。もうやがては90万円近くなるような話も出ていますけど、だれが払うのかと言いたくなるような額になるわけですね。

それで、実際に所得の分布と世帯数の関係というのについては、今回はちょっと資料が出ていませんけれども、そこら辺がどうなっているのかについてはもう1回明らかにしていただきたいし、幾ら最高限度額は所得がある程度ある方たちだというふうにも言われても、社会保障という立場から、国保法1条にある——そこから見たときに、本当にそういうことでいいのかなということは、私はやっぱり疑問を持ちますし、ここに関してはほんと3月31日で時間がなかったからということで専決処分を繰り返すというやり方は、やはりあってはならないことだということは意見として申し上げたいと思います。

それで、資料をぜひちょっともう1回改めて出していただきたいと思います。世帯の分布、所得の分布との関係で。

○堤委員長

それは要求ですね。

○田中保健年金課長

それでは、資料は分布の状況をお出ししたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○亀井委員

今の国保税の件で、平成22年度の所得を算定の基準にするわけでしょう。例えば、東日本の大震災で佐賀に転入されて来た方ですね、避難転入されてきた方で、平成22年度はそこそこ所得があったんだけど、もう3月以降——その震災以降、収入がほとんどなくなっちゃったというような人もあろうかと思うんだけど、その方々に対してもやはり平成22年度の所得が基準になって課税されるということになるんでしょうか。

○田中保険年金課長

震災については特例というか、減免措置、猶予措置もあります。それと去年から、非自発的失業者の軽減というか、所得が急激に減少した分については一定の減免をやっていきますので、そういうふうなところの対象がどうかというのを検討して、もちろん、ことし震災等々で職がなくなったとかそういうものについては、減免の対象にはなってくるというふうに思います。

○堤委員長

よろしいでしょうか。

先ほど資料の要求がありましたけども、後日でよろございますか。手元にもう既にありますか。

○田中保険年金課長

算出表でよければすぐ、午後。

○堤委員長

よろしいですか。

では、午後お出しいただくことで。委員だけ配っていただければ十分でございます。

○白倉委員

済みません、数点お願いします。

先ほどの介護納付金の課税分、これも私しっかりした——自治体が言われるままに、出さなくちゃいけないから出さざるを得ないんでしょうけれども、その分やっぱり市民から戻ってこないかんからせざるを得ないというのはよくわかるんですが、その辺をしっかりと今後説明が求められる世界ならば、今後説明を求めていただきたいという要望と、それと後期高齢者支援金等課税分というのが、これは1万円上がっていますよね。これに関してはどういう説明を受けておられますか。例えば、使われるような道筋は同じようなもんだと思うんですね、恐らく第2号保険者の課税分と性質的には。この支援金の課税分も1万円上がっているというのは、どういうふうな説明を受けておられるでしょうか。そ

れか、受けていないのかも含めて。

○田中保健年金課長

支援分については、介護も含めてですけども、はっきりした説明というのは我々では受けてはおりません。

要するに、医療費の伸びに対しての増加であるということですね。それと、国としては一定程度までこの限度額をふやしていくと。協会けんぽ並みまではふやしていきたいということがあります。その辺での徐々に上げていっているというようなところで、最終的には九十数万円まで上げるということで、それを段階的には上げていっているというふうな説明でございます。

○白倉委員

そしたら、今回の支援金の1万円限度額が上がっている分に関しては、例えば検診の受診率とか、そういうのは一切関係ないということですか。

○田中保健年金課長

現状としては、そこには直接的な関係はないと思います。

○白倉委員

この支援金という部分の言葉に関しては、本来そういった性質のものじゃなかったでしょうか。

○保健年金課保険企画係長

後期高齢者支援金分というのは、もともと後期高齢者の財政運営の個人負担が1割で、国、県が5割で、若年者からの支援金4割という構成になっております。この分の4割の分の通常出す分として、この支援金は入っております。

ただ、議員言われるような健診率の関係というのは、平成24年度段階で特定検診の率が基準に達していない場合に、そこにペナルティーがかかると、最大10%ですね。現時点ではまだそのペナルティー云々は入っておりませんので、通常の数額ということになります。

○白倉委員

わかりました。

それで、先ほども山下委員のほうから出ましたけれども、例えば自治体によっては、本当に面倒だとは思いますが、例えば、本来議決に付してからその分の10回分の徴収金額が、ちょっとばらつきは出るんですが少し膨らましてさかのぼってとったり、そういうやり方をしているところもあるんですね。もう最初から通るものと思う話じゃなくて、可決後に若干その後の2回分ぐらいは金額的には大きくなるんですけども、そういう方法というのは考えないのでしょうか。

○田中保健年金課長

専決処分につきましては、この間、議案質疑等で市長も答弁したとおり、原則としましては議会に諮って、議案として諮って可決していただくというのがもちろん当然でございます。

ますけども、いろんな事情がございまして、今、特に佐賀市の国保の財政状況は非常に厳しいものがあります。そういうものをいろいろ考え合わせたところで、現状としては専決処分をさせていただいているということでございますので、もちろん、状況に応じてはいろいろな考え方が出てくるのではないかなというふうに思っています。

○白倉委員

そしたら、これは確認ですが、後期高齢者分と介護納付金、これはもう国に納めにやいかんで現実上げざるを得なくなってくるんでしょうけども、基礎課税分に関しては、税法施行令の改正に伴いという部分においてはどういうふうに理解したらいいんですか。必ずしも——例えば、極端な話、もう専決で通ってしまっているのか、必ずしも1万円上げなくてもいいものかどうか、自治体としてですね。その確認をちょっともう1回させてください。

○田中保健年金課長

医療分での基礎課税分のところでございますが、ここは一応限度額を定めないとそこまでとれないということなんですよね。ですから、そこまで上げるという処理をしているんです。

ですから、もちろんその条例が50万円なら50万円のままであれば、50万円までしか賦課できないということになります。これは地方税法の施行令が変わったから上げなければならないというものではございません。

○白倉委員

そしたら、最後に1点。これはちょっとお考えを聞かせていただきたいんですが、私たちの家庭に納税計画書というか、冊子になった分ですね。あれがたしか10日以上前にもう手元に届いていたと思うんです。それはそれでよしとしても、条例を通すときの専決であれ、提案されている議案と議会との関係というものをどういうふうに考えておられるのかなというのが、もう既に市民のもとには行っているわけですから、その辺の考えをちょっとしっかり聞かせていただき、また今後の考えも含めて、議会との関係においてももしこれが否決されたら、じゃあ、どうなるかということは全く想定されない部分かどうか。

特に、基礎課税分なんかという問題がありますので、その考えはどうでしょうか。

○田中保険年金課長

十分、議会の承認を得てやるべき部分だと考えておりますので、そこにつきましては我々としても原則は議会に諮ってというふうに思っております。

ただし、昨年末等々から情報的にはいろいろな条件がありますので、そこは研究会等々を利用していただきまして、開催していただいて情報提供あるいはそういうところについての御相談を申し上げてやってきておるところでございまして、実際、今回6月議会になれば納税通知書というのは大体10日前に出しますので、これを可決していただく前に出してしまうというのは非常に問題はあるかと思っておりますけども、そこについては、ですから

今まで御説明をさせていただいた中で御理解をいただければなというふうに考えております。

○山下明子委員

今のでいくと、本当に議会としての意思を表示するというのを抜きに、3万円も4万円も上がったようなものが来るとするのは本当に腹立たしいことではあるし、前から言っているのは、例えば交通局でバス代の運賃を値上げしますというときに、30円とか50円とか、そういうレベルでもしっかりかけるわけですよ。それが平気で4万円——平気ではないかもしれませんが、国が平気で上げる。それに対して、基礎課税分は自分で判断できるところであって、さっきから言われていますが、現に佐賀市は見送って、上げずに対応した年が数年あったわけですよ。後追いをしていく。1回は持ちこたえて頑張ったとか、そこら辺をもっと本当に市民の生活状態だとか、もちろん財政もそうなんでしょうけど、今の市民の生活状態はどうかといったところもしっかり考えながら、5月に臨時議会することかということだって、ぎりぎりですよ、3月がだめだったとしても、納付書が届く前には何とかやるとか、いろいろ考え方は私は本当はあるべきだと思うんですね。6月まで待つというふうなやり方というのは、本当に何度も同じことを言わせないでほしいなと思いますね。そこは本当に強く申し上げたいと思います。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでございますので、第54号及び第55号議案の審査を終わりたいと思います。

委員の皆様にもちょっとお諮りいたします。これから予算議案がございますが、いかがいたしましょうか。12時15分ほどになりましたので、休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、再開を1時15分ということにいたしましょうか。終わりましたから、また研究会は引き続きですからね、保健福祉はですね。

では、1時15分に再開いたします。しばらく休憩いたします。

◎午後0時16分～午後1時18分 休憩

○堤委員長

それでは、お疲れさまでございます。文教福祉委員会を再開いたします。

まず、午前中の分で積み残しの御説明があるということでございますので、そちらのほうからお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

◎保健福祉部 説明

○堤委員長

今の説明につきまして、御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。ないようでございますので、予算議案のほうに入ってまいりたいと思います。

第39号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いします。

はい、どうぞ。

◎第39号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算(第1号) 説明

○堤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、保健福祉部に関する議案の審査を終了いたします。

それでは、繰越決算書の報告等がございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

◎第5号報告 平成22年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○堤委員長

今、繰越案件の御説明がありましたが、このことについて御質疑はございませんか。

ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、以上をもちまして、審査を終わりたいと思います。

保健福祉部の職員の皆様は、御退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○堤委員長

委員の皆様にお諮りいたしますけども、現地視察についてはどうでしょうか。御要望、御希望はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですね。もし、あるようであればですね、明日までのうちに早めに私のほうに御一報いただきたいと思います。

それでは、以上で本日の文教福祉委員会の審査は終了いたしますけども、次の委員会は明日、28日午前10時に再開いたします。

なおですね、明日の委員会にスケジュールのわかるものをお持ちいただきたいと思っております。これは例の事業評価——決算のですね、あれがかなりタイトなんですよ、9月の議会と相前後しましてね。すごくタイトで詰まっていますので、そこら辺の確認をしたいなと思いますので、あしたは資料をお持ちいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それではですね、あとは研究会に入りますが、いかがでしょうか。

5分ぐらいでも休憩しましょうか。

ほかの委員会では、今あっておりますんですが、傍聴のご希望などいろいろあるかもわかりませんが、いかがいたしましょうか、皆さん。

そしたら、じゃあ、トイレ休憩ということで、5分だけ休憩して35分から再開でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。では、35分から研究会を始めます。